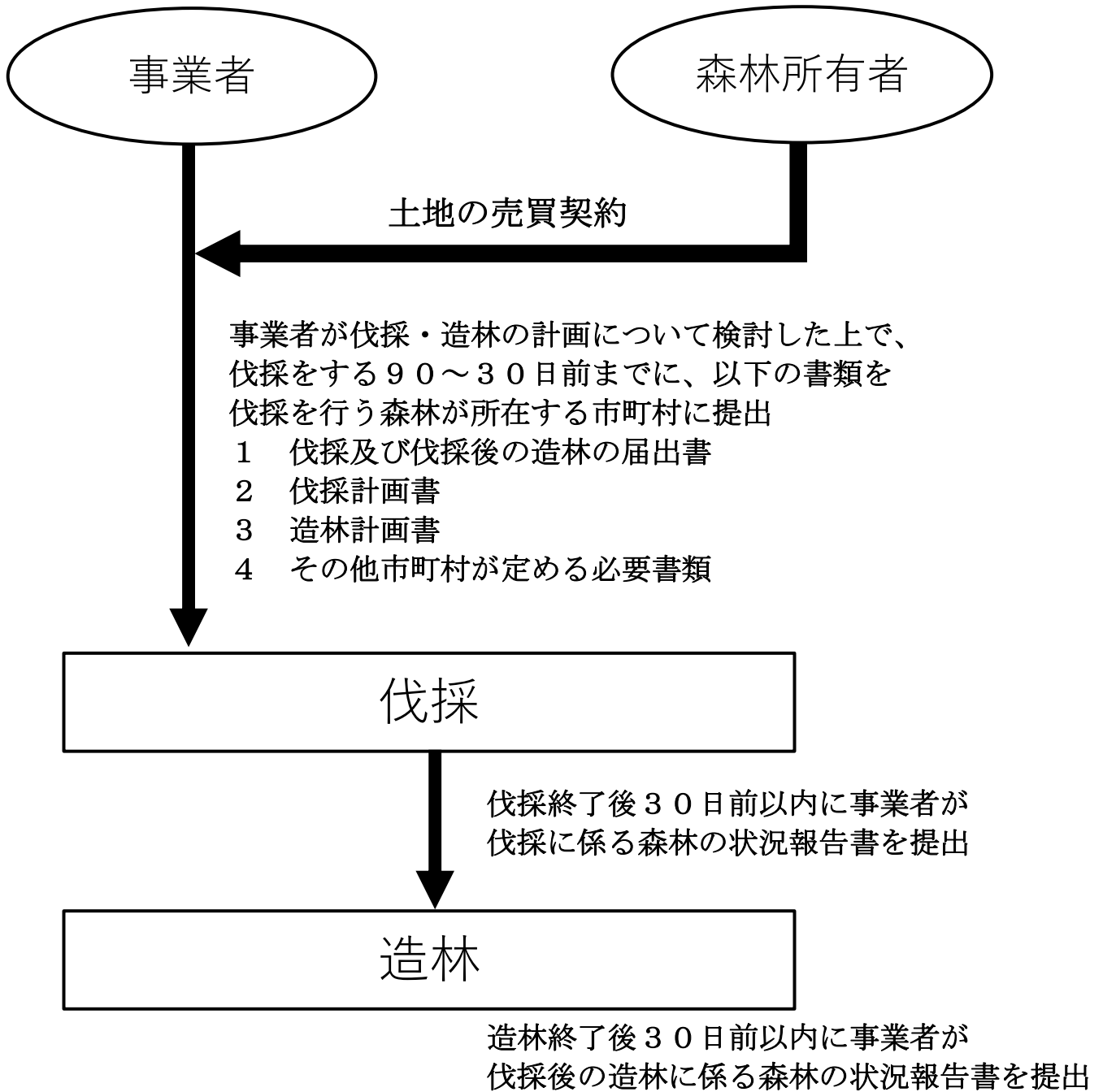


林業事業者が土地を買い受けて伐採・造林をする場合



※伐採・造林の作業を委託する場合でも、事業者による届出が必要です。

※届出書を提出をせず伐採した場合や報告書を提出しないまたは虚偽の報告には、森林法による罰則規定があります。

届出書の提出をせず立木の伐採をした者→百万円以下の罰金
報告をせず、又は虚偽の報告をした者→三十万円以下の罰金